

盛岡市収入証紙を使っている皆様へ

盛岡市収入証紙



廃止します



収入証紙とは、現金の代わりに申請書などに貼り付けて手数料を納めるものです。
※国の「収入印紙」や岩手県の「岩手県収入証紙」とは異なるのでご注意ください。

販売・使用期間

令和8年3月31日まで

未使用証紙の還付

令和13年3月31日まで

収入証紙に代わる支払方法

※各申請窓口により異なるため、詳しくは直接お問い合わせ願います。

申請窓口での支払い

申請手続きをする窓口で手数料を支払う方法です。

金融機関等での納付書払い

申請窓口で納付書を受け取り、金融機関等の窓口で支払う方法です。

オンライン申請によるキャッシュレス納付

「岩手県盛岡市 電子申請・届出サービス」を利用して、クレジットカードなどによる支払いが可能です。順次決済可能な手続きを公開していく予定ですので、是非ご利用ください。



岩手県盛岡市
電子申請・届出
サービス

未使用証紙の返還に伴う現金還付について

現在、収入証紙をお持ちで今後使用予定がない場合は、口座振込による現金還付をいたしますので、各販売所または会計課へお問い合わせいただくか、市公式ホームページでご確認ください。なお、令和8年4月1日以降の受付方法は、市公式ホームページで順次お知らせします。

【問い合わせ先】

〒020-8530 盛岡市内丸12番2号（本館2階）
盛岡市役所 会計課 出納係 [TEL:019-626-7502](tel:019-626-7502)
E-mail:kaikei@city.morioka.iwate.jp



盛岡市収入証紙
について



盛岡市収入証紙
の廃止について